

○細川委員

それでは、最低賃金についてお尋ねをいたします。

この中央最低賃金審議会は、八月十日、二〇〇七年度の地域別最低賃金の引き上げの目安を一時間当たり十四円とするなどの内容の答申を行いました。そしてその後、九月四日まで各都道府県の審議会では最低賃金が決まり、加重平均で十四円四十四銭の引き上げが決まりました。

この法案の審議の中で、最低引き上げの必要性は、これはもう政府も与党も認めているところがあります。しかし、この額では、これは余りにも低いのではないかとどう思うかと私は思っております。そこで、この問題は、今回の法改正によって最低賃金がどれくらい底上げができるかという問題でござります。

この前の通常国会の審議では、今回の法改正で最低賃金の決定基準に変わること九条三項のみということを確認いたしました。それは、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」というふうにしたことだと思っております。

通常国会での議論を聞きますと、生活保護と最低賃金を生活扶助基準と住宅扶助をもとに比較をしていたが、本来、これではまずい。例えば、通勤にかかる交通費は必ず支給されるものではありませんし、また肉体の消耗が激しい労働をすれば、それだけカロリーも消費しますし、食費もかかり、平均的な食費とはやはり差が出るだろうというふうに思います。また、住宅扶助についても、特別基準で考えればさらに大きくなるものでござります。

さらに言えば、生活保護には別途医療扶助というものがあります。病気になるれば公費によって診療が受けられますが、政府案を見ますと、最低賃金を決める際にこれを考慮しているかどうかかわからないわけではございません。医療扶助についてはともともと扶助金額が非常に大き

い。例えば平成十七年は、生活保護受給者一人当たり医療扶助費は月額平均で七万五千六百四十一円でございます。これが一般の扶助基準に従って支払われる費用とは別に実費として支給をされております。

医療費は高齢者と若年者とは違うという指摘もあるかと思えますけれども、十五歳から三十四歳の平均値でも二万二千六百九十二円ということになっております。単純に時間給に換算いたしますと、それでも百二十九円となります。もちろん、一般の労働者は健康保険に加入をいたしておりますので、三割負担という数字になりますけれども、この数字が政府の資料には入っていないところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、生計費の中で医療費も考えるべきだ、生計費の中に医療費も考慮すべきであるというのは私は当然だといふふうに思っておりますが、最低賃金しかもらっていない人が病気をしたらどうなるか、当然医療扶助も加えて議論すべきではないかと考えますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○外務大臣 委員の御質問は、最低賃金の考え方や憲法二十五条で規定された生活保護、これの整理をどうするのかということだと思っております。

生活保護の場合は、医療については現物を給付することになっておりますから、生活保護を受けられている方はもう現物でいくわけです。さあ、そこで、最低賃金の中に、先ほど住宅手当というのを入られませんでしたけれども、どこまでの要素を入れるんだろうか、これは極めて大きな議論があるところだと思います。私は、やはり概念として、生活保護という概念と最低賃金というのはちょっと違うのかな。

ですから、民主党さんの案にあるように、本人と家族の生活を支える、ただ、生活というのはどこまで行くのかな。生活保護は現物給付という概念を持っています。ですから、これはもう少し国会においても御議論願えればと思

いますけれども、私は、本当に困って、これは生活保護として支えないといけない人は、やはり現物給付というのは非常に、住宅手当を含めてですが、いい手だと思っております。

ちょっと長くなって恐縮ですが、私が海外で勉強しているときは、例えば本代とってお金を上げるんじゃないかと本が来るわけですね。これでは何の生活も困らない、それを流用するということもない。ちょっと一例ですけれども、わかりやすく言います。

しかし、では最低賃金の中に今言ったような要素を入れるのかどうか、これは私も今のところ入れた方がいいかというのは、実を言うと非常に悩んでいるところで、もう少し皆さん方と議論をしたいというのが今の立場ですけれども、生活保護と最低賃金、少なくともそれは概念は分けて考えた方がいいんじゃないか。したがって、今あえて答弁をしようというところと、ちと医療費まで入れるのはいいかかという気がしているというふうにお答えをしておきたいと思っております。

○細川委員 私は、この政府案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」というこの言葉の持つあいまいさが非常に気になると思います。病気になるればきりと生活保護以下の水準になってしまつた、こういうことであれば、憲法二十五条の最低限度の生活を下回るということを容認するということにもなります。

私は、整合性といったあいまいな表現ではなく、もっと明確な表現にすべきではないかというふうにお考えをいたしますけれども、これはいかがでしょうか。局長。

○青木政府参考人 今委員が御指摘になりましたように、最低賃金の水準につきましても、三つの要素で第九條は規定されているわけでありまして、そのうちの二つ、生計費というところでございますが、こつと三つの要素を考慮して定めなさいと。具体的な水準については、公

勞使で構成されております最低賃金審議会、

こつと具体的な水準、額を決めていくわけでありましてけれども、その際にはこの三つを考慮しなさいということが規定をされているわけでありまして。

今回、お触れになりましたように、生計費の考慮をするに当たって、では生活保護との関係はどうしようかということ、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、こういう要素についての配慮事項を規定したということでございます。そして、先ほど申し上げましたように、具体的な水準については審議会での審議を経た上決定をしようということになっていくわけでございます。したがって、この関係についてはどういうふうな、書きぶりとしてはそのような規定をしたということでございます。

ただ、生活保護との関係で言えば、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮しなければいけないという基本的な考え方でこの規定をしたということでございます。

○細川委員 民主党案では、全国最低賃金及び地域最低賃金につきましては、その決定の基準というのを労働者及びその家族の生活費、こつとこつとにはつきりさせました。つまり、その基準は、単に労働者側だけではなくて、一人の子供の扶養を前提とした基準でございます。なぜならば、この最低賃金を独身の生活費、生計費ということにすれば、これはもう結婚をしたらあるいは子供を産んだり育つたり、そういう余裕はなくなるわけでございます。

私たちが提案しております、労働者が個々の人生を設計するために家族の生計費も含めて決定すべきだということに考えますけれども、局長はどういうふうに考えをいたしますか。

○青木政府参考人 労働者の生計費というものをどういうふうに考えるかということだと思っておりますけれども、これは具体的などのような労働者を前提として考えていくのか、そういう最低賃金の決定の仕方と関連する問題であるということになっております。

現在決定されている地域別の最低賃金という

のは、年齢階層にかかわらず一律に決定されて
おります。単身労働者も扶養家族を有する労働
者もいずれも対象としております。それから
また、一般的には賃金カーブは入職時が最も
低くてその後上昇していくということになります
ますので、こうしたことを前提とすると、最低
賃金の決定に当たりまして、直接参考とするの
は、単身労働者の生計費とすることが適当
ではないかと、いろいろと考えております。

○阿部(知)委員
続いて、最低賃金のことをお伺い申し上げます。

厚生労働省の方でこの八月に発表されました、最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施というものがございまして。これは簡単に結果を申し上げますれば、監督をした一万一千二百二十事業場があり、そのうち地域別の最賃違反の率が大体六二％、産業別最低賃金適用事業場の違反率が一〇・四％という数値が上がっております。これは平均すれば六四％の違反となっております。

青木さんにお伺いいたしますが、産業別の賃金の最賃制度は今回変更がされます。今までのような罰則を伴ったものではなくて、今までは、現状において、地域別の最賃以上に産業別最賃の違反率が高く出ているという状況もあるわけです。特に、職種も決まっておりますが、ちよつと時間の関係で言いません。

この現実がありながら産業別賃金に逆行して、逆に言うと、本来はこれヨーロッパのように横並びに付くべきものと思っておりますが、今回重きを置かれておりませんが、果たしてこれで大丈夫でしょうか。

○青木政府参考人 今回の最賃法の改正案におきましては、セーフティネットをきっちりさせるというところで、全国に四十七定められております地方の地域別の最低賃金、これにつきましては罰則を大幅に強化する、あるいはきちんとしてこれを定めなければいけないこととするというふうなことで強化をいたすわけであります。

一方、お取り上げになりました産業別の最低賃金につきましては、従来から地域別の最低賃金より高い額のものを設定するというところで運用がなされてきております。一方で、最低賃金といながら、これは屋上屋を重ねるものではないかという議論もございまして。

産業別の最低賃金につきましては、地域別の最低賃金をセーフティネットとしてきっちりさせるというふうなこともございまして、これは特定の

賃金というところで、いわゆる民事的効果、それは残しつつ、労使の自治に任せるといふ改正を今度お願いしているわけではございません。

したがって、新しい産業別最賃がなくなりまして、新しい特定賃金ということ、民事的な賃金の底上げといいますが、そういったものには有効だということに思っております。

○阿部(知)委員 それで大丈夫でしょうかというのが私の問いでして、実は、食料品製造業とか衣類その他の繊維製品製造業のところで産業別の最低賃金違反が多いわけです。どういふ方々が働いているかも、もう少しお調べになれば内容が出てまいりますので、きょうは指摘にとどめさせていただきますし、もう一点お願いいたします。

実は、事業場の違反以外に、どんな方々が最低賃金額以下の賃金しか払われていないか。二千五十一人の最賃以下の方がございまして、その多くが女性。女性が六七・五％、パート、アルバイトが千百六十八人、続いて障害者が一三八％の二百八十八人おられます。今、最低賃金を定めるときに、最賃以下で働かせている作業所等々の問題がことしの二月も指摘されておりましたが、それに対して厚生労働省が基発というものをだされて、一応、例えば、これはあくまで福祉就労、あるいは、計画立つた就労のプログラムだという形での就労と、いやいや、こっちは労働者性がある就労というふうに分けられました。私は、この障害者雇用、障害者の就労促進という観点から見ると、やはり根本が見えていないように思います。

大臣に伺います。
ヨーロッパでは保護雇用制度というのがございまして、障害のある人にもなるべく雇用を促進する、働いていただく、そのためには、幾つかの条件を設けて、例えば賃金の補てんもこれは税から行うという仕組みもございまして、簡単に、こっちは福祉就労、こっちは雇用だというふうに分けないで、なるべく一人でも多く雇用の側に取り込むための保護雇用制度というものがござ

います。厚生労働省でも、研究班で御検討されたことがございます。

大臣には、こっちは福祉、こっちは雇用と簡単な割り切りをすることなく、障害者自立支援法でもそうですが、働ける、そういう道を障害のある方にもっともっと開くようにぜひ検討をお願いしたいが、いかがでしょうか。

○外務大臣 一九七二年にノーマライゼーションという概念で、ノルウェーから始まりまして、今のような考え方、これは、私は、こういうことを一つ一つ、もうそれは七〇年代です。それから十五年前の話です、やっと今そういう議論ができるかなという感じがしておりますので、今の問題意識、私も共有しておりますので、やはり障害があっても健常者と同じように働き、生活していける、そういう先進国にこの国をしたいと思っております。

○阿部(知)委員 最低賃金以下で、違反で指摘される方が、さつき申しました女性やパートや障害のおありの方あるいは外国人というのが我が国の労働現場の実態であるとすれば、やはりそれは、働くこと、すなわち社会の中で働くということがきちんとルール化されていないんだと思えます。

私は、厚生労働省が行われたこの調査、きょうちよつと資料がお手元に間に合いませんでしたが、みずから行われたことですから、その調査にのっとってきちんと施策をしていただきたい、そしてまた来週、ここの問題になりました方々の働き方と長時間労働について質問をさせていただきます。

○萩原委員 まず、この間の質疑の成果、結果として、最低賃金法並びに労働契約法について、次第に私どもと野党の皆さんの意識が整合化されつつある、そういう雰囲気を感じておりまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

ただ、そのことを前提とした上でも、今後のこういった分野における議論を過たないためにも、しっかりと、それぞれの法案あるいは法案の背景にある政策論あるいは政治論について議論をしておく必要がある、そういう観点から質問させていただきたいというふうに思っています。

せんだつて、二日の日でございますけれども、川奈委員の質問に対しまして、民主党提案者の方からこういう御議論がございました。

実際、アメリカでは、二年間で五・一五ドルから七・二五ドルに最賃を上げていく云々かんぬん。そして、もう一つ付け加えさせていただきますが、根本的に、今まで、先進国の中で日本よりアメリカの方が最賃が低かったわけですから、アメリカの方が最賃が低かったわけですから、この議論の中で民主党が勢力を持ったことにより、アメリカではこの最賃が大幅に、先ほど言いましたように、五ドルから七ドルに一・五倍上がった、これで、世界の先進国の中で日本の最賃は最低になっております。

こういう発言がありましたけれども、この発言を聞きながら、ちょっとこれはいただけないな、最低賃金についての御理解ができていないのか、あるいは、理解をしておられた上で曲解をされて、ある種の政治的メッセージに変えられたのではないかと。

最低賃金というものは、経済の中で非常に重要なシステムであります。上げ過ぎてはいけなく、下げ過ぎてはいけません。まさに生き物としての経済の中で、ある種の合理性を保ったバランスというもので成り立っている、当然でありますけれども、そのバランスというものは、当然でありますけれども、私たちが生きていくか、こういう大きな論点に依拠する。それを我々はシステムとして、政治的な、少なくとも党派的な利害とは

関係なく、まさに公平で、そしてしっかりと議論の上で成立をさせていく、そのことがまずは求められているというふうに考えております。

その関係で、政府参考人の方にお伺いをしておきたいわけでありまして、まず、この間の議論、つまり、アメリカの最低賃金が一九九七年以降上がっていないわけでありまして、ちょうど十年前目になるわけですが、この十年間における日米の経済の名目の成長率はどのようものであったか。そして、それにまた非常に深く関係いたしますけれども、その同じ期間における日米のインフレ率、CPI、消費者物価指数でありますけれども、この累積インフレ率は一体どのようなものであったか、ちょっとお答えをいただければ幸いです。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。日米両国につきまして、二〇〇六年までの十年間の名目GDP成長率を累積いたしますと、日本は〇・七％の伸びとなります。また、米國は六八・八％の伸びとなっております。

それから、同じ期間につきまして、日米両國の物価上昇率、これは今先生御指摘のように、消費者物価指数の総合で計算をいたしますけれども、この累積をいたしますと、日本はマイナス〇・五％の低下、それから、米國は二八・五％の上昇となっております。

○萩原委員 もう一つファクトだけお尋ねをしておきたいんですが、その同じ十年間に、日米の最低賃金、これは確切的な質問ですけれども、どういう推移をたどっているか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

○青木政府参考人 この十年間の日米両國の最低賃金の水準の変遷についてでございますが、アメリカにつきましては、一九九七年以来十年間、法改正が行われませんで、五・一五ドルに据え置かれてきました。ことしの五月の法改正によりまして、現在は五・八五ドルになったとござります。

一方、我が国につきましては、毎年、最低賃

金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定が行われてきておりまして、この間、一九九七年、平成九年の六百三十七円から、ことしの六百八十七円になったところでござります。

○萩原委員 お許しをいただきまして、お手元に、今の御答弁にあつた事実をやや詳しく参考資料として提起をさせていただいています。

御案内のように、日本の現在の法律では、生計費、賃金あるいは支払い能力といったことを加味しながら、いろいろな議論を重ねて最低賃金を決めていくわけでありまして、この間、日本においてはCPIがマイナスでありました。

実は、生計費の基準というのはCPIが本当は一番正しいんですけども、これが累積的にマイナスになる中で最低賃金が引き上げられていくということ、考慮要素として、この間さまざまな、生産性の向上とかあるいろいろな形で企業収益が特にこの数年間回復している等々の支払い能力要因というのを考慮しないと、これは上がらなかつたんです。そういう意味で、実は、私が申し上げたいことの二つは、非常に、ある意味ではバランスのとれた形になっている。

一方、アメリカを見ますと、この間、二八・五％の累積CPIの上昇があつたにもかかわらず五・一五ドルで据え置かれていたということ、完全にこれはアンダー水準、つまり、最低賃金が実質で低下をしてきたということであつたし、あるいは、まさに合理的に引き上げる余地が非常にあつたということなんです。

さらに、アメリカの名目GDPの成長が六八ありまして、もちろん、名目GDPは、この中で物価の部分と、それに量的な拡大、つまり、人口がふえるとかあるいは機械設備がふえるとか、質的な拡大、労働生産性が向上するとかあるのは資本の効率が上がるのか、さらに税要素の部分が若干ござりますけれども、いずれにしても、さまざまな要素でこれが増大をし

ている。その中で、労働生産性の部分は少なくとも賃金として還元できるのじゃないかということ、御案内のように、二八・五として六八・八の間、ここに最低賃金の上昇率もおさまつてくる。

具体的に言いますと、その左上の表の上で四〇・八、つまり、二年後の七・二五というのが出ていますけれども、これが累積でいうとやはり四〇・八になるんですが、これを現時点に引き直してみると、ちょうどこの二八・五と六八・八のいい水準に達している、こういうふうに理解をすることができるとは思います。これは、ある種、経済合理的な判断の中で当然の帰結として調整されたというふうに考えるべきである要素が強いんです。

もちろん、民主党の提案者なぜかおられなくなりましてけれども、民主党が勢力を持ったことによりという議論もあるかもしれないけれども、この最低賃金の算定に当たって、恐らくアメリカ政府当局の各部門が非常に正確な判断をして、それを情報提供した上で、それが法案の形になって通つていった、こういうことがあるのではないかと、そういうふうに思っています。

一方、我が国について見ますと、この間、先ほど申し上げましたように、若干のデフレ傾向が継続をいたしたにもかかわらず、七・八％、八％の最低賃金の引き上げをいろいろな形で実施できたこと、これは実は誇るべきことでありまして、そして、今までお話を申し上げたように、実質の世界に引き直してみますと、日本の方がきちつと最低賃金の上昇が図られていた。

したがって、せんだつて提案者の方がおっしゃつたような、世界の先進国の中で日本の最低賃金が最低になっているということは、非常に大きな意味での誤解か曲解にほかならない、このことはまず明確に委員の方々にも共通認識としてお持ちをいただきたい、さよう考えるわけでありまして、もし提案者の方に御感想がございましたら、

お聞きをいたします。なければ結構です。

○細川議員 今、萩原委員の方から御高説を賜りまして、今のお話は理解できることが多々ございます。

ただ、この間、別の提案者から御説明があったのは、アメリカの方でも最低賃金が上がったんだ、形式は、法定で決める、あるいは審議会とか、いろいろ違うんですけども、その事実を踏まえて、最低賃金が上がったんだということも申し上げたくて、そして日本でもやはり今の状況を考えると上げるべきなんだということも申し上げたんだというふうに思います。

あくまでも、アメリカの実態というよりも、アメリカで最低賃金が上がったんだ、そのときに、選挙によって民主党がアメリカの方で勝利をした、その直後に上がった、事実を中心に述べたものだと思います。

○萩原委員 ということは、逆に、実質的な意味において、我が国の最低賃金というものが世界最低であるという判断は、これは違うという理解でよろしゅうございませぬ。(細川議員「もう一度と呼ぶ」)

○茂木委員長 実質的な意味において、日本の賃金が世界最低であるという認識は違うということではよろしいですね。

○細川議員 形式的な数字からいえば、賃金は低いという事実を申し上げただけだと思いません。認識においては、そんな変わりはないと思えます。

○萩原委員 最後にほそつとおっしゃった、認識についてはそんなふうなことを信じて、御理解をいただいたものと推定をさせていただかなければ議論が前に行かないというふうに思っています。

いずれにしても、今申し上げましたように、最低賃金を考えるときに、さまざまな要素を正確にとらえて議論をする、そして、それを絶対に政争の具にするべきではないということをは明確でございます。

実は、アメリカにおいてもそういう判断のもと

に、先ほど言いましたように、この水準を決めるに当たっては、経済合理性、さまざまな意味での妥当性というものが議論されたものが法案になつていて、審議会のレベルというのがもつとご下にあるんだ、そういう御理解をぜひ賜っておきたいというふうに思います。

そして、私たちは、今、政府の提案でございませぬけれども、こういった公平な、妥当なシステムの中に生活保護の関係というものを加えて入れ込もうとしているわけでございます。

これは、経済の合理性あるいは経済の流れの中にあるとはいえず、憲法が保障している最低水準の文化的な生活ですか、そういったこともやはりこの賃金体系の中に反映することは、日本の今の状況から考えて、決して妥当性を欠くものではないという意味であります。実はかなり思い切った判断であるというふうに私どもは受けとめるべきだというふうに思っております。

そして、その結果というものは、これも提案者の方のお話にあったんですが、毎年一円とか二円、そういうことを慎重にやっていると先に進国の中で日本の最低賃金は最低になつてしまつて、その結果云々かんぬん、こういう先験的御判断があったようでございますけれども、少なくとも、私たちは、今、成長の成果というものを何とか早く国民経済全体に裨益をしようというところで、民主党も自由民主党も公明党も一生懸命に意思を明らかにしてきたわけでありませぬ。そして、そういった意思というものが多くの方々に御理解をされる中で、御案内のように、この表にもございませぬように、例えば二〇〇七年の改定、つまり二〇〇七の改定では、一円、二円ではなくて十数円の改定が既に行われている。その事実も御案内になつていないのではないかとと思われるような御発言でありました。

そして、今回、生活保護との関係というものを新たに判断要素に入れるということは、先ほど申し上げたように、これはかなり大きな制度変更であり思い切った決断である、他の要素も消していない。といたしますと、私の想定でござ

いますけれども、結構大きなインパクトが最低賃金全体に与えられるというふうに私は思っています。

一円、二円ではない、三円、四円ではない、五円、十円でもなくて、もう少しいい水準のインパクトが与えられるだろうというふうに私は想定をし、そのことを、もちろん審議会の方々が議論した結果でありますから、今先験的にどういふ言う立場の方がこの中におられるとは思いませんけれども、もしそうならたとしても、舛添大臣は、それは高過ぎるとは言わないはずだというふうに思いますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○舛添国務大臣 高過ぎると言うか言わないかですけれども、これは基本的に審議会の場で経済情勢をきちんと精査した上で決めていくわけですから、先ほど来の委員の議論のように、成長率との兼ね合い、こういうことを考えれば、私は、基本的に公正な水準で決められているというふうに信じております。

○萩原委員 ありがとうございます。

まさにそのとおりでありまして、私たちがゆだねていくと、今度新しい要素が入ってきたときに、それが、私としては、例えば五十円とか三十円とかそういう引き上げになつても、大臣としては妥当なものである、公正なものである、こういう見解を恐らくお述べになられるだろうというふうな改正が今企図されているんだ、そのことは提案者の方々も含めてぜひ御理解を賜りたいと心からお願ひし、そして、その非常に大胆な提案を、十分な議論もされない中で一円、二円というふうな先験的におっしゃる根拠がもしおありになるんだらたら、ここで、提案者にその根拠について御説明をいただきたいと思ひます。(細川議員「何の話ですか」と呼ぶ)

○茂木委員長 結局、引き上げが一円、二円と小さいということに対して、合理的な根拠があるのならばという話だと思ひます。

○萩原委員 要するに、今回の政府案を念頭に置かれた上で、一円、二円という引き上

げしかできないんじゃないかという御議論があったようでございますので、その根拠はどうなんだということをお聞きしたわけでありませぬ。

○川条委員

労働関係三法案全体について伺います。
今回の労働関係三法案の改正というのは、国家戦略というマクロな視点から見たり、成長力底上げ戦略の一環などとして、少子化対策の環境整備の一環として、働き方を見直してというふう、このための関連法制の整備であるという解釈もできます。そして、今回の労働関係三法案によって、労働者が安心、納得して働ける環境整備が私はある程度進むと思っております。

そのことは、とりもなおさず、近代資本主義社会の貨幣経済の中では見落とされがちであった家庭というものの重視にもつながると思っております。労働者にとりて、仕事をただではなく家庭も重視できる、家族の暮らし、これが一番最大の生活の基本単位ですから、この暮らしの充実にもつながる、私は、この労働三法案の改正で、そんな期待を持っておりませんが、この点について最後に政府にお伺いします。

もう一つ、最低賃金が適用されたとしても、罰則が引き上げられて、これは政府案も民主党案も非常に評価するところなんです。結局、最低賃金が引き上げられたら、いろいろな世の中が知らなければ、そのままだ、そして罰則五十万円がかけられて、え、という状態になる。その周知広報はどのようにされるつもりでしょうか。

その二点について政府側にお伺いしたいと思います。

○茂木委員長 時間が経過をしておりますので、簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 御指摘のように、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会というのを実現することは大変重要だということに思っております。厚生労働省では、そういったことに向けて、社会的機運の醸成や企業の取り組みの促進を図っております。そういった環境整備を推進しているところであります。今後ともそういった努力を続けていきたいというふうに思っております。

それから、最低賃金が引き上げられたら、その周知広報はどのように行われるでしょうか。従来から、ポスターの掲示やリーフレットの配布などありますが、インターネットの掲載など、周知を図る取り組みも、そのほか、地方公共団体を使用者団体に対する広報の掲載依頼を行う取り組みなども、また、そのほか、推進に取り組みする取り組みも、成長力底上げ戦略でも定めておこなわれております。

インターネットは、最低賃金の履行確保を図るための問題があると考えられる業種を重点的に全国統一の事業場を対象に「有監督」を行います。

今後ともこういった努力をして、最低賃金が守られるよう一層周知に努力をしてまいります。

○川条委員 ありがとうございます。
女性に対する政策、労働に対する政策というのは国民全体にかかわるものだけに、いろいろな政党の協議を通じてよりよいものをつくっていく必要があると思っております。そのためにきょうの議論は非常に有効であったと思っております。ありがとうございます。

○福島委員 大臣、御苦勞さまでございます。まず冒頭、本日は民主党案の提出者の方もおられますので、法案の成立に向けて修正協議が齟齬と行われまして一定のコンセンサスを得た、このことを評価させていただきたいというふうな思っております。各般にわたる事案につきまして、政治の停滞は許されなわけでありまして、これからは、民主党におかれてはしっかりと政策協議というものを行っていただきたい、このように要請をさせていただきたいと思っております。

そして、まず初めに最低賃金法、これは、現在問題になっておりますワーキングプア、雇用手配、これをどう是正していくのかということにおいて非常に大切な課題でございます。さきの質問におきまして、法改正した後には、つかりとフォローアップをしていくことが必要である、このように申し上げたわけでありまして、けれども、具体的に、生活扶助基準に対して最低賃金の方が低い、こういう事例もあるというふうな伺っておりますけれども、具体的な方向性といえますか、どの程度の期間をかけてこの法改正のついた最低賃金を実現していくのか、政府のそのあたりのお考えをお聞きしたいと思っております。

○青木政府参考人 今回お願いしております最低賃金法の改正法案については、公布後一年以内で施行期日を決めたいということになっております。したがって、これを成立させていただくならば、早急に公布をいたしまして、所要の準備、周知を行って施行していきたいというふうに思っております。

具体的な最低賃金の額につきましては、毎年、中央最低賃金審議会における目安審議を経て、地方の最低賃金審議会が毎年審議をして、毎年額を改定しているというふうな仕組みでございます。こういったスケジュールで、それによって額の引き上げ、今回の法律の趣旨にのっとった額の決定というものがなされるというふうなふうに考えております。

○茂木委員長 生活保護等との調整をどれくらいのタイムスパンで進めるかという質問です。

○青木政府参考人 生活保護との関係について今法案で規定をいたしているわけでございまして、そして、その施行が今申し上げましたような形になっておりますので、それに応じて地方の最低賃金審議会が具体的に額が毎年度決定されるというふうに思っております。

○福島委員 政府としては、なかなか具体的にどのような時間というのには答弁しにくいだろうと思っております。しかし、法が成立したら、余りにも長い期間にわたってその趣旨が実現しないということではまた困るわけでありまして、適切な御対応をいただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

次に、政府に伺いますが、現在、政府は、生活扶助基準の見直し検討会を開催しておりますが、低所得世帯の消費支出を踏まえた見直しなどが二〇〇六年の骨太方針などで要請されており、このことにより生活扶助基準が引き下げもあり得るのかという点を懸念しておりますが、いかがでしょうか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護基準につきましては、平成十六年に専門委員会での水準の検証を行ったわけでございますが、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかを定期的に引き合わせるため、全国消費実態調査などをもとに五年に一度の頻度で検証を行う必要がある、というふうなことがございまして、この中でございまして、また、委員御指摘の昨年の閣議決定もございまして、

御指摘の生活扶助基準に関する検討会は、全国消費実態調査、五年に一度行われておりますが、その結果が生活保護の作業にも使えますようになりまして、級地を含む生活扶助基準について、直近の今の調査を踏まえた専門的な分析、検討を行っていただくことを目的といたしまして開催しているところでございます。

委員御指摘の、引き下げることがあるのかという点でございますが、まず、本検討会は、今申し上げました全国消費実態調査という客観的な調査結果に基づいて専門的な分析、検討を行っていただくために、学識者を集めていただいて検討しているところでございまして、あらかじめ基準の引き下げまたは引き上げといった方向性を持って検討しているところはないと思います。

○高橋委員 あらかじめ決めるという点ではないと。もちろん、詳細に級地で分けていきまして、逆に基準の方を上げなければならぬとか、そういうものがあるという資料もいただきたいと思います。

しかし、私が伺っているのは、あらかじめか

うことではなくて、引き下げもあり得ますねというのを伺っております。

○中村政府参考人 まさに、ただいま申し上げましたように、全国消費実態調査をもとに検証する必要があるというところでございまして、検証の結果、上がるケースもあると思っております。下がるケースもあるという点で、可能性については両方とも否定するものではないと思っております。

○高橋委員 両方とも否定するものではないというお話がありました。

基本的にはこれは、そうはいいっても、生活扶助基準の見直しというものは、主に引き下げがなされているのではないかと、このことに対して、私たちは強く反対をしております。

同時に、生活扶助基準というものは、生活保護法が、憲法二十五条に基づいて健康で文化的な最低限度の生活を、これを保障するものであるという点でありまして、この基準が下がるという点には、いわゆる今述べた健康で文化的な生活という最低生活費がこの程度というふうな国が認めたという点に相なるのだから、私は解釈するのであります。

その、最低賃金との生活保護基準と整合性を図るといっては、国において生活保護基準の結果として引き下げになった場合、最低賃金も引き下げられるという点も通脱として、これは否定できないと思っておりますが、いかがでしょうか、政府に伺います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つとして、労働者の生計費、それから賃金、それから通称の事業の資金支払能力と、この三つの要素を、これを決定基準にいたしているわけであります。今般の改正におきまして、この地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである生計費については、生活保護に際しての整合性に配慮する観点から、これを明確に示していただくわけであります。

したがって、地方最低賃金審議会が具体的な

水準を決めるという点であり、引き下げても生活保護基準額の水増しに連動するようない性格のものではないわけであります。そういう意味では、総合的に考慮されるという点であります。可能性については否定されるものではないと思っております。今申し上げましたように、生活保護基準が下がったからといって、機械的に何が地域別最低賃金を引き下がるというふうなものでもないと思っております。

○高橋委員 今、否定されるものではないとお答えになったと思っております。もちろん、私も、前回の最低賃金の問題を質問して、三つの要素であるという点は十分承知した上で質問しております。ですから、当然、機械的に基準が下がったから下がるといってはいけません。

しかし、あえて今回、このことを条文に盛り込んだ。盛り込んだことによって、現状は生活保護基準を下回る最低賃金を改善しようというところからスタートしたかもしれないけれども、しかし、今最低保護基準を見直しているという現状において、これを否定できないんだ、下がるとも当然あり得るんだ、ということをお認めになったと思っております。

私は、その点で、この最低賃金が生活保護との整合性を図ると書いたことを、大きく改善されるという点には、むしろ引き下げもあるのだ、ということを強く指摘したいと思っております。

その、次に伺いますが、産業別最賃が、使用者側のなくせという観点で、攻撃に遭っている。特定最低賃金として残ったことは歓迎したいと思っております。ただ、罰則は除外された。これを補てんする措置をとるべきではないかと、先ほど申し上げましたように、罰則としては労働基準法が適用されるという点になります。

○高橋委員 労働基準法二十四条が適用されて三十万の罰則になる、これは確認をさせていただきたいんですが、今回、今ある説明をされましたように、最低賃金法の罰則を五十万円

すけれども、これは民事的効力を引き続き有してありますので、この特定最低賃金の不払いに罰則を課しては、これは約束した賃金と、このことになりまして、その賃金を払わなかったという点になりまして、労働基準法の二十四条に規定したとおり、罰則規定は、これは適用されるという点になります。

したがって、この労働基準法二十四条違反として、これは罰金額は、今般の最低賃金法とは異なり、罰金額は、上限三十万円と、この点で、罰則規定は、引き続き罰則として、額は違いますが、適用されるという点になります。罰則規定については、そういう意味で、全くなくなるといってはいけません。

ただ、これは、その特定最低賃金について、最低賃金法上の罰則を外したことは、最低賃金法については、賃金の最低限を保障する安全網としての役割、これは、その労働者にとって、おおく、そういう役割を期待するところであり、地域別の最低賃金を、まず、全国にわたって義務づけるという点で、必ず地域別の最低賃金が日本全国の労働者に及ぶという点で、セーフティネットとして強化をする、この地域別最低賃金についても罰則を引き上げたいという点については、従来、セーフティネットとしての意味合いを期待するところであり、この点で、先ほど申し上げましたように、罰則としては労働基準法が適用されるという点になります。

○高橋委員 労働基準法二十四条が適用されて三十万の罰則になる、これは確認をさせていただきたいんですが、今回、今ある説明をされましたように、最低賃金法の罰則を五十万円